

## 認定表示の具体的な取扱方法【路面切削機編】

### 1. はじめに

下表に示す機種に切削管理システム（以後、ICT 機器）を搭載した際は、当社指定の認定表示ステッカーを付すことができます。下記説明に従ってステッカーの取り付け、取外しを実施してください。

種類	路面切削機 (切削管理システム付)
認定番号	2022-37-1-6-15-0
ICT 機器	切削管理システム
搭載可能機種	ER555F

### 2. 認定表示ステッカー（マグネット）イメージ



### 3. 取扱方法

ICT 機器を取り付けた際には、上述のステッカーをそれぞれ車両の所定の位置に付してください。

基本的には、車体左側、車両型式付近<sup>※</sup>に製品名を、各認定マーク付近<sup>※</sup>に ICT 建機認定マークを付してください。

取り付ける際は、必ず取付場所を綺麗にしてから付してください。剥がれの原因となります。

※お客様によって、下図取付位置に製品名等印字されている場合がありますので、付近とさせていただきます。



ステッカー取り付け例

**ICT 機器を取り外す際は、必ずステッカーも一緒に取り外してください。**

保管する際は直射日光、雨風を避け、丸めずに保管してください。劣化や着力低下の原因となります。